

随意契約結果(物品等)

第4四半期分

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	市有不動産測量事務用コンピュータシステム 長期借入(再リース)	12賃貸	みずほ東芝リース(株)	¥1,620,190	1月30日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G7	-
2	港晴北公園ほか5公園遊具修繕	設備修繕	日都産業(株)	¥1,771,440	1月25日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
3	夕凧公園ほか4公園遊具修繕	設備修繕	(株)コトブキ	¥1,896,400	1月25日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
4	市岡工営所1階エントランス空調設備修繕	設備修繕	日立グローバルライフソリューションズ(株)	¥1,650,000	1月25日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
5	西淀公園ほか3公園遊具修繕	設備修繕	(株)コトブキ	¥1,221,000	1月31日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
6	平野公園ほか4公園遊具修繕	設備修繕	(株)コトブキ	¥1,686,300	1月31日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
7	北江口中央公園ほか8公園遊具修繕	設備修繕	日都産業(株)	1,824,900	1月31日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
8	天保山渡船場外2運行案内システム修繕	設備修繕	コーヨー通信工事(株)	1,197,900	2月2日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
9	令和5年度 舞洲スラッジセンター複合ボイラ薬剤(その4)買入	30工業薬品	(株)ヒラカワ	1,870,000	2月5日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	-
10	宰相山公園ほか8公園遊具修繕	設備修繕	(株)コトブキ	1,587,300	2月7日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-

随意契約結果(物品等)

第4四半期分

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
11	東部方面管理事務所 防火設備修繕 (緊急)	設備修繕	阪田自動車工業(株)	1,990,000	2月9日	地方自治法施行令第 167条の2第1項第 5号及び第6号	G23及びG33	-
12	扇町公園事務所給湯設備修繕	設備修繕	(株) 総合	1,358,500	2月27日	地方自治法施行令第 167条の2第1項第 2号	G 3	-
13	建設局情報ネットワーク機器等一式 長期借入(再リース)	12賃貸	FLCS株式会社	6,388,800	2月29日	地方自治法施行令第 167条の2第1項第 2号	G 7	-
14	平野西公園ほか6公園遊具修繕	設備修繕	日都産業(株)	1,124,200	3月4日	地方自治法施行令第 167条の2第1項第 2号	G 3	-

1

随意契約理由書

1 案件名称

市有不動産測量事務用コンピュータシステム 長期借入（再リース）

2 契約相手方

みずほ東芝リース株式会社

3 随意契約理由書

本件は、平成31年3月1日から機器を借入れている「市有不動産測量事務用コンピュータシステム 長期借入」について、令和6年2月29日で借入期間が満了となるため再リースを行うものである。

再リースを行う理由として、現在、別途契約中の「測量CADシステム機器（道路・河川）長期借入」が令和6年11月30日に、「測量計算CADシステム機器（基準点・市有地）長期借入」が令和6年12月31日に借入期間が満了となるが、これらの案件について一括発注を行うことにより、借入単価の低減および入札参加者の増加が見込めるなどのスケールメリットがあることから、次年度に3契約分を一括発注することとしたい。

なお、「測量CADシステム機器（道路・河川）長期借入」についても次年度の当審査会において再リースの審議を諮る予定である。

また、10か月間のリース契約方法を検討するにあたって、複数の業者に聞き取りをしたところ1者については短期間の新機器はリースを行っていないことがわかった。また、新機器より現行機器の再リースの方が安価になることに加えて高スペックとなることに伴って借入単価が上がることから、総じて再リースの方が安価であるという意見であったため随意契約により再リースを行うものである。

以上のことから、現在契約中の上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

建設局総務部測量明示課

随意契約理由書

1 修繕名称

港晴北公園ほか5公園遊具修繕

2 契約相手方

日都産業株式会社

3 随意契約理由

本件は、港晴北公園及び港南公園に設置している児童用ブランコの金具の損耗・座板の劣化・塗装の劣化、港南公園及び弁天東公園及び弁天公園及び弁天西公園に設置している幼児用ブランコの鎖・吊り環の損耗・座板の劣化、塗装の劣化、千島公園に設置しているスイング遊具の本体の傾きが判明したため、来園者に継続的に安全な遊具として提供する必要があることから修繕を行うものである。

当該遊具は上記業者が設計製作したもので、取替部品は他社では製造しておらず、

また、遊具全体の安全性の確認も含め修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 西部方面管理事務所 八幡屋公園事務所

随意契約理由書

1 修繕名称

夕風公園ほか4公園遊具修繕

2 契約相手方

株式会社コトブキ

3 随意契約理由

本件は、夕風公園に設置している複合遊具の階段手摺の損耗、ブランコの座板、鎖、金具の損耗、及び池島公園に設置している複合遊具のデッキ部の損耗、滑り台ゲートの損耗、及び鶴町北公園に設置している複合遊具の手摺の損耗、ブランコの座板、鎖、金具の損耗、及び天神ノ森公園に設置している複合遊具のデッキ部の損耗、登り口床面の損耗、及び松通公園に設置している固定遊具の本体の損傷が判明したため、来園者に継続的に安全な遊具として提供する必要があることから修繕を行うものである。

当該遊具は上記業者が設計製作したもので、取替部品は他社では製造しておらず、

また、遊具全体の安全性の確認も含め修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 西部方面管理事務所 八幡屋公園事務所

随意契約理由書

1 修繕名称

市岡工営所 1階エントランス空調設備修繕

2 契約の相手方

日立グローバルライフソリューションズ株式会社

3 随意契約理由

本件は、市岡工営所 1階エントランスの空調設備の修繕を行うものである。

当該空調設備の設置場所は工営所業務の申請受付や相談窓口である 3階事務室に通じる唯一の経路であり、当該エントランスは事業者や市民など多くの来庁者が通行する場所である。当該設備の製造事業者である日立グローバルソリューションズ株式会社に故障原因の調査を依頼した結果、室内機及び室外機の制御基板の経年劣化により室外機と室内機の間で通信が出来なくなり、リモコンで運転を入れても室外機が作動しない状況であるため、制御基板の交換が必要であることが判明した。

このような状態では室内温度を一定の水準に保つことができず、来庁する事業者や市民に対する健康面への影響が懸念されることから修繕を行う必要がある。

同設備は、日立グローバルライフソリューションズ株式会社が製造しており、取替部品も他社では製作していない。また修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

市岡工営所 管理担当

随意契約理由書

1 修繕名称

西淀公園ほか3公園遊具修繕

2 契約相手方

株式会社コトブキ

3 随意契約理

本件は西淀公園・三国本町公園・北中島公園・大桐公園に設置されている遊具の修繕を行うものである。

現在、西淀公園・三国本町公園・北中島公園に設置されている複合遊具のデッキ部において、ラバー破れが生じている。また、大桐公園に設置されている幼児用ブランコ座板に亀裂が生じていることから、来園者に継続的に安全な遊具として提供するため、修繕を行う必要がある。

当該遊具は上記業者が設計製作したもので、取替部品は他社では製造していない。また、遊具全体の安全性の確認も含め、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 十三公園事務所

随意契約理由書

1 修繕名称

平野公園ほか4公園遊具修繕

2 契約相手方

株式会社コトブキ

3 随意契約理由

本件は、平野公園、喜連北第二公園、桑津北公園に設置されている幼児用ブランコのバケットとチェーンの交換、喜連北第二公園の複合遊具の転落防止パネルの交換、我孫子公園の児童用ブランコの座板とチェーンの交換、東加賀屋1公園の複合遊具チューブスライダーの亀裂による部品交換が必要であり、今後も継続的に安全な遊具として提供する必要があることから修繕を行うものである。

当該遊具は上記業者が設計製作したもので、取替部品は他社では製造していない。また、遊具全体の安全性の確認も含め、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 長居公園事務所

随意契約理由書

1 修繕名称

北江口中央公園ほか8公園遊具修繕

2 契約相手方

日都産業株式会社

3 随意契約理由

本件は北江口中央公園・豊里中央公園・かぶと公園・田川西公園・十八条中央公園・十八条東公園・新高中央公園・西淀公園・大和田中央公園に設置されている遊具の修繕を行うものである。

現在、北江口中央公園・豊里中央公園・かぶと公園・田川西公園・十八条中央公園西淀公園に設置されている幼児用ブランコにおいて、シャックルの変形が生じている。また、十八条東公園に設置されている健康遊具においてロープが摩耗しており、新高中央公園、大和田中央公園に設置されているスイング遊具において固定用ボルトが破損している。

当該遊具は上記業者が設計製作したもので、取替部品は他社では製造していない。また、遊具全体の安全性の確認も含め、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 十三公園事務所

随 意 契 約 理 由 書

1 修繕名称

天保山渡船場外2 運行案内システム修繕

2 契約の相手方

コーヨー通信工事（株）

3 随意契約理由

本修繕は、天保山渡船場外2に設置されている運行案内システムの修繕であり、渡船場を安全に運行するために必要な装置であるが、故障により機能の一部が使用できなくなっているため、構成装置の修繕及び試験調整を行うものである。

本装置は、コーヨー通信工事（株）が設計製作したもので、修繕に当たっては装置の製作者としての独自の技術を必要とする。また、修繕後の責任と性能について保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕を実施できるのは製作会社であるコーヨー通信工事（株）のみであり、上記業者と随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課（道路公園設備担当）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度 舞洲スラッジセンター複合ボイラ薬剤（その4）買入

2 契約の相手方

株式会社ヒラカワ

3 随意契約理由

本薬剤は、ボイラユニット運転時及び整備管理時のボイラ水の水質管理を行う上で必要なものである。

既設のボイラユニットは（株）ヒラカワ製であり、薬剤を希釈せずに原液注入する設定がされており、本薬剤の特性に合わせて注入量等のコントロールをしているため、上記業者製以外の他の薬剤を使用することはできない。

薬剤についてはボイラ設置先のみ直接販売を行っており、代理店等他社での販売は行っていない。

よって本製品購入は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当することから、(株)ヒラカワと随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター

随意契約理由書

1 修繕名称

宰相山公園ほか8公園遊具修繕

2 契約の相手方

株式会社 コトブキ

3 随意契約理由

本件は、宰相山公園、東中川公園、中川公園、御勝山南公園、桃谷南公園、生野東4公園に設置している児童用ブランコ及び、東中川公園に設置している幼児用ブランコ、桃谷公園、生野東公園、巽東緑地に設置しているスイング遊具について修繕を行うものである。

宰相山公園、東中川公園、中川公園、御勝山南公園、桃谷南公園、生野東4公園の児童用ブランコについては金具の摩耗、座板の破損、東中川公園の幼児用ブランコについてはバケットの破損、桃谷公園、生野東公園、巽東緑地のスイング遊具については内部機構の損傷が判明したことから、今後も来園者に対し継続的に安全な遊具として提供するため修繕を行う必要がある。

当該遊具は上記業者が設計製作したもので、修繕部品も他社では製作していない。また、遊具全体の安全性の確保も含め、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

真田山公園事務所

随意契約理由書

1、修繕名称

東部方面管理事務所 防火設備修繕（緊急）

2、契約の相手方

後藤田工務店

3、随意契約理由

本件は、東部方面管理事務所にかかる防火設備点検（法定点検）を実施したところ、不具合箇所が複数報告されたことから修繕を行うものである。

防火設備とは火災事故による被害を最小限に抑えるための設備であり、かつ建物や人々の安全を保つための重要な設備である。

当該点検の対象となる設備がある建物については、城東区ほか3行政区における下水道等施設及び道路にかかる業務を管轄する東部方面管理事務所、中浜工営所、CWO 東部下水道事務所や、市内一円の水質分析を行う水質試験所など、さまざまな部署が入居している。

このため、建物内には多くの職員が在籍し、また、さまざまな申請や打合せ等を行うため、日々たくさんの来庁者が出入りしている。

しかし、現状においては火災等が発生した際に防火設備が正常に作動しない状況であるため、消防法に抵触することに加え、火災発生時に適切な対応や避難誘導等ができず被害拡大につながってしまう。状況によっては庁舎内に在席する職員だけでなく来庁者の生命等を脅かす危険もあり、早急に修繕の必要がある。

後藤田工務店は現在、「令和5年度下水道施設特殊建築物等定期点検業務委託」を受託していることから、当事務所の防火設備について熟知し、修繕に必要な資材、要員を迅速に調達することが可能で、かつ施工に必要な入札参加資格を有しているため、改めて受注者を選定するよりも本修繕に迅速に対応できることから随意契約を依頼するものである。

4、根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号及び第6号

5、担当部署

建設局東部方面管理事務所管理課

随意契約理由書

1 修繕名称

扇町公園事務所給湯設備修繕

2 契約の相手方

株式会社総合

3 随意契約理由

扇町公園事務所2階ボイラー室に設置している給湯器が経年劣化等により給湯の水温が上がりづらく、また給湯器と水栓に接続されている配管からも水漏れが発生し、コンクリート床に水が浸透することで建物にも影響を及ぼす恐れもあるため、業務に適した環境が維持できなくなることから部品交換等をするものである。

本設備はノーリツ製でノーリツ認定施工店であり取扱部品も他社では製造していない。

また、今回の修繕を他の事業者が行った場合、施工後の本給湯器の性能について、上記業者に責任を持たせることができないことから、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があるため、本修繕が履行可能な業者は、製作会社製品の修繕保守サービス部門を受け持つ上記業者のみである。

以上のことから、上記業者との随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 扇町公園事務所

随意契約理由書

1 案件名称

建設局情報ネットワーク機器等一式 長期借入（再リース）

2 契約の相手方

F L C S株式会社

3 随意契約理由

当該機器は、大阪市情報通信ネットワークの一部である庁内情報ネットワークのうち、建設局が整備・運用・管理する建設局各事業所庁舎内のネットワーク機器及びネットワーク監視装置の借入・導入・保守に係るものであり、本借入契約は令和6年2月29日付けで借入期間が満了する。

本市で導入している庁内情報利用パソコンは令和5年度末から段階的にシンクライアント端末の導入を予定しており、現在導入中のパソコンとは動作の仕組みが大きく異なることから、今後、庁内情報ネットワークの通信負荷が変化していくことが予見され、ネットワーク機器等の更新にあたっては、再リース期間を設けて、今後のネットワーク負荷の変化を見定めて、情報ネットワーク機器に求めるべき仕様等を精査する必要がある。

なお、円滑な業務推進のためには、調達した機器等が故障等の障害を発生せず、安定稼働することが必要不可欠であり、機器総入れ替え及び初期故障による業務影響のリスクを回避するためにも、再リースによる継続利用が合理的であるが、本借入契約で調達した機器は日常の状態監視において現在も安定的に稼働していることを確認しており、保守対応を行う契約相手方からも、今後1年間の継続利用は問題ないとの回答を得ている。

また、再リースを行うにあたり、複数の業者に聞き取りをしたところ、リース期間が非常に短く、月当たりのリース単価が現行機器より高額となることに伴って借入単価が上がることから、総じて再リースの方が安価であるという意見であり、借入単価においても本借入契約より低減されることから経済的である。

以上のことから、本案件は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（リース期間満了後に、その期間を延長することについての業務の必要性があるため、相当と認められる期間に限って行う賃貸借契約の再契約）により、現在契約中の上記契約相手方と随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 予定価格

6,388,800円

6 履行期間

令和6年3月1日～令和7年2月28日

7 担当部署

建設局企画部企画課DX推進担当

随意契約理由書

1 修繕名称

平野西公園ほか 6 公園遊具修繕

2 契約相手方

日都産業株式会社

3 随意契約理由

本件は、平野西公園、文の里公園、常盤公園、北加賀屋公園、東加賀屋公園、北島公園、清水丘公園に設置されている児童用ブランコのチェーンの摩耗や座板の破損が見られるため吊り金具より下部の取替えが必要である。今後も継続的に安全な遊具として提供する必要があることから修繕を行うものである。

当該遊具は上記業者が設計製作したもので、取替部品は他社では製造していない。また、遊具全体の安全性の確認も含め、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 長居公園事務所